

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育推進部 図書館

番号 2

許認可等の内容		図書館会議室等の使用承認の内容の変更
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市立図書館条例第6条
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市立図書館条例第5条第2項、第5条第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ① 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 ② 暴力団の利益になると認められるとき。 ③ 当該使用により建物や付帯設備等を毀損又は滅失するおそれがあると認められるとき。 ④ 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させるものを使用する場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれが有ると認められるとき。 ⑤ 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示に従わないおそれが有ると認められるとき。 ⑥ 葬儀、告別式又は宗教上の式典その他これに類する行事として施設を使用しようとするとき。 ⑦ 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 ⑧ その他上記①から⑦に準ずると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成17年10月1日設定
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 5日以内 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成17年10月1日設定